



秋田県公報

目 次

告 示

○平成十九年秋田県歯科技工士試験の実施(二・医務薬事課)……………1

告 示

秋田県告示第二号

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、次のとおり平成十九年歯科技工士試験を実施するので、歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

- (1) 学説試験 平成十九年二月十五日(木)午前九時から午後四時まで
- (2) 実地試験 平成十九年二月十六日(金)午前九時から午後三時三十分まで

(二) 場所

- (1) 学説試験 ルポールみずほ(秋田市山王四丁目二番十二号)
- (2) 実地試験 秋田県歯科医療専門学校(秋田市山王二丁目七番四十四号)

二 試験科目

(一) 学説試験

- 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

(一) 実地試験

歯科技工実技

三 受験資格

- (一) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- (二) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- (三) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (四) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(一)から(三)までに掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認めたもの

四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 受験資格を有することを証する書類
- (四) 写真(出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影した縦九・五センチメートル、横六・五センチメートルのもの)
- (五) 受験願書用紙の交付

五 受験期間

(一) 期間 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年一月五日(金)から同月十五日(月)まで

(二) 場所

健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、八十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の受付

- (一) 期間 平成十九年一月五日(金)から同月十五日(月)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)
郵送の場合は、封筒の表に「歯科技工士試験受験」と朱書すること。

七 受験手数料

(一) 額 三万六千円

(二) 納付方法

- (一) 受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- (二) 合格者の発表 平成十九年三月八日(木)に県庁正面公告板に合格者の受験番号を掲示する。
- (三) 試験についての問い合わせ先 健康福祉部医務薬事課(電話番号 〇一八―八六〇―一四一)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄